

一木村源之助過書船之儀、從往古支配仕來、四代已前總右衛門慶長八卯年、權現様御朱印頂戴同拾七子年、台德院様御黒印、寛永三寅年、過書御下知帳頂戴仕候由、

一權現様大坂御歸陣之刻、源之助先祖總右衛門宅江御腰被爲掛、此度御陣中御奉公仕候ニ付、御加増可被下候得共、先淀川過書之儀、前々之通彌無相違致支配、其上城州、攝州、河州之内ニ而、御代官被仰付之旨、土井大炊頭を以被仰出候由、祖父宗右衛門迄、過書船奉行、御入木山支配井御代官兼役被仰付候由、父如水より過書船奉行井御入木山支配被仰付于今相勤申候、

〔嘉永二年武鑑〕淀川過書船支配 角倉與一 木村總左衛門 同元締役 高田次郎右衛門 伊東五百平 田中丈助 小田切要人 同年寄毎年御上拜領有見獻 坂松村伊左衛門 崎岩井武兵衛  
坂西原市右衛門 同家原清右衛門 京渡邊勇之助

〔和漢三才圖會三十四〕過書舟○略中

天舶舟

似過書舟而小可載二百斛、是亦通淀川也、字彙所謂、狭而長、二百斛名舶者此舟之類乎、

〔和漢船用集舟名數江湖川船〕傳道舟 傳道は往古より呼來る船の名能利にかなへり、易曰、舟楫之利濟不通致遠、以利天下、不通を濟、傳道也、又傳通とも申べし、此利に寄て名る者也、今たゞ天道と申は、其故を玄らず、音によつて誤る者か、或は天舶舟○略中 是又舶の字によつて書たるなるべし、二百斛にかぎらば、さもあるべきこと也、百三十石四拾石積をも天舶と云玄からば舶の字、解せざる上、天の字、何に寄て書たるや、又海舟に傳道あり、積所二三十石、五六六十石にすぎず、天舶の字音に寄て誤らば天道と書くも同じ誤りなるべし、

〔和漢船用集舟名數江湖川船〕間三 傳道船也、間三と云は、小三拾石舟と四十石舟との間、三十石舟也、間三に對して、毎の三十石舟を小三とよぶ、又尼舟と呼は、尼崎舟也、多く四十石船なり、過書傳道古船、新船の品あり、